

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成20年 5 月
(第 2 回訂正分)

プライムワークス株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年5月15日に関東財務局長に提出し、平成20年5月16日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年4月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成20年5月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,800株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成20年5月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成20年5月15日に決定された引受価額(211,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格230,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「217,580,000」を「232,760,000」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「217,580,000」を「232,760,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「230,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「211,600」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「105,800」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき230,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（200,000円～230,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
その結果、以下の点が特徴として見られました。
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、230,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は211,600円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（230,000円）と会社法上の払込金額（170,000円）及び平成20年5月15日に決定された引受価額（211,600円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は105,800円（増加する資本準備金の総額232,760,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき211,600円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)
(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成20年5月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき211,600円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき18,400円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成20年5月15日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、40株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「435,160,000」を「465,520,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「405,160,000」を「435,520,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

第2【売出要項】

1【売出株式】

平成20年5月15日に決定された引受価額(211,600円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格230,000円)で売出し(以下「本売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「387,000,000」を「414,000,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「387,000,000」を「414,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 4. の全文削除

2【売出しの条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄:「未定(注)1.(注)2.」を「230,000」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「211,600」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)2.」を「1株につき230,000」に訂正
「元引受契約の内容」の欄:「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
本売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 新光証券株式会社 1,800株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき18,400円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成20年5月15日に元引受契約を締結いたしました。